

令和元年5月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第5回）議事録

1. 開催日時 令和元年5月17日（金曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

1番 小松忠彦	14番 小野真一
2番 熊谷正博	15番 小松幸夫
3番 遠藤幸男	16番 大場弥吉
4番 眞坂平通	17番 佐藤喜勝
5番 富樫公一	19番 古関幸子
7番 庄司和夫	20番 佐々木純一
8番 佐藤崇	21番 齋藤誠
9番 畑山留美子	22番 佐々木知榮
10番 佐々木亨	23番 佐藤和子
11番 佐藤俊和	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	

4. 欠席した委員（3名）

6番 石井 勲
12番 大瀧 浪雄
18番 岡部 五一郎

5. 議事日程第1号 令和元年5月17日 午後2時

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第40号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第41号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件

第9. 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第10. 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件

第11. 議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件

第12. 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件

第13. 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第14. 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う地上権設定の件

第15. 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第16. 議案第51号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
農地班長	遠藤仁、	主席主査	佐々木淳、
主査	釜台勇樹、	主任	佐々木智慧、

主事(矢島庶務班)	村 上 崇 敬、	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩、
主査(由利庶務班)	加 川 長 太、	主事(大内庶務班)	池 田 卓 也、
主任(東由利庶務班)	白 土 雄 太 郎、	主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘、
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

2 2 番 佐々木 知 榮

2 3 番 佐 藤 和 子

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年5月7日公示招集されました、令和元年第5回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

6番・石井勲委員、12番・大瀧浪雄委員、18番・岡部五一郎委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第40号から議案第51号までの計12件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、22番・佐々木知榮委員、23番・佐藤和子委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第40号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、農

地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定である旨述べ、「ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております」と説明する）

○議長

議案第40号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第40号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第40号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第41号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・大内・東由利・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望又は贈与である旨述べ説明し、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第41号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第41号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第41号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・大内・東由利・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規又は再設定、期間は

4年又は5年又は10年又は11年又は20年である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第42号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【10番手を挙げる】

○議長

10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

本荘1から本荘4までの案件について、にかほ市金浦から雪車町までの通作距離を考えると全部効率利用要件に若干の違和感がありますが、営農計画に特に問題がなかったということでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

借受人はこれまでも本荘地域子吉地区の農地を借り受けて営農しており、今後も本荘地域で規模拡大したい意向を持っています。今回申請した農地は以前Aファームが耕作していた農地であり、近隣の担い手の方とも調整したのですが条件が折り合わず、子吉地区からの通作であれば可能かどうか借受人と調整した結果、引き受けてもらうことになったものです。

○議長

10番いかがですか、他にございませんか。

【22番手を挙げる】

○議長

22番・佐々木知榮委員。

○22番（佐々木知榮委員）

鳥海1番の借受人の耕作面積が739㎡と表示されています。議案第41号の鳥海1番の譲受人と同一人と思いますが、こちらの耕作面積は96,500㎡と表示されています。どちらが正しいのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

ご指摘のとおり、両議案とも同じ方の案件ですが耕作面積が違っています。確認したところ、96,500㎡が正しいものですので、議案第42号鳥海1番の耕作面積を96,500㎡に訂正してくださるようお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長

22番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第42号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は8年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第43号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第44号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第45号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（東由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第45号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【17番手を挙げる】

○議長

17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

作付計画はどうなっていますか。すべてソバの栽培でしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

農用地利用配分計画ではソバを作付けする予定になっています。

○議長

17番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第46号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は6年又は7年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第46号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

14ページをご覧ください。申請地は旧由利本荘市立下川大内小学校から北西へ約1kmに位置します。農地区分は、周囲を山林等に囲まれ、一体として利用することが困難な小規模農地であることから、他の農地区分に該当しない第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請地は沢沿いに位置し、日当たりが悪いため耕作条件が良くありません。また、申請者は高齢のため、規模縮小を考えていますが、新たな受け手がないため、有効活用する観点から杉の植林をしたいものです。

なお、申請地のうち、新沢字水無61番と64番については平成30年10月に植林済みであり、地目変更の相談のため大内総合支所産業課に赴いた際に判ったものです。この件については、今後は農地法の規定を遵守するよう顛末書を提出させるとともに、農振農用地からの除外申請と農地転用申請について正規の手続きを執ったところですが、この件については、申請者が農地法を熟知していなかったことが理由であり、悪質とは認められないこと、農地転用許可基準上は申請があれば許可が見込まれ、かつ顛末書の内容から今後農地法を遵守するとされていることから、当該箇所を含めて申請をしたいものです。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは預金通帳の写しで確認しました。他法令の許認可見込みですが、農振農用地からの除外について、平成31年3月総会で異存ない旨の意見をいただいております。令和元年5月下旬決定公告予定です。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、いずれの農地にも該当しない第2種農地であり、申請面積が30aを超えますので、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年5月に予定されている農振農用地の除外公告日の翌日付で許可する予定です。

○議長

議案第47号の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第47号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・

ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第47号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第47号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第47号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年5月に予定されている農振農用地の除外公告日の翌日付けで許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

16ページをご覧ください。申請地はJR羽後岩谷駅から北へ約700mに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、申請者は現在建設業を営んでおり、岩谷麓地内において秋田県天然瓦斯輸送株式会社発注の送ガス管引替工事を行うにあたり、十分な広さの農地を一時転用し資材置場として利用したいものです。申請地は工事箇所へ近く、交通の便も良いため適地として選定されました。

申請地は農用地区域内農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか周辺の非農地箇所を検討しましたが、ガス管工事に伴う資材置場として利用したいものであり、また、現在休耕地となっており周辺農地への影響も少ないことから、工事期間中の一時利用はやむを得ないものと判断します。

17ページの配置図をご覧ください。仮設ハウスを設置したうえ、工事資材、砕石等置き場として利用します。工事終了後は仮設ハウスや資材等を撤去した後に整地し、農地として利用できるよう復元する計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。他法令の許認可見込みですが、管轄する土地改良区からは差し支えない旨の意見を書面で確認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第48号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

去る5月10日午前9時より、私と成田敬一推進委員、庶務班の池田主事、産業課の佐藤主任の4人で議案第48号の1及び議案第50号の2について現地調査を行ってきました。

17ページの配置図をご覧ください。申請地はJR羽後岩谷駅から北へ約700mに位置し、

西側は既存排水路があり、南北には農地、東側に市道があります。被害防除計画では、用地造成用の土砂のストックは隣接地から8mの緩衝地を設け、資材置き場からは5mの緩衝地を設けます。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により東側にある既存集落排水路へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第48号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

18ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所西目総合支所から北東へ600mに位置しています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である農地であるため第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、再生可能エネルギー事業を営んでおります。申請地は砂地であり、給水する手立てもなく現在耕作されておられません。また、日照時間も長い土地であり、貸渡人も高齢で今後耕作する意思もなく後継者もいないことから、休耕地を有効利用するための太陽光発電施設の設置に適地であると判断し、申請しようとするものです。

19ページの配置図をご覧ください。計画では太陽光パネルを3列に324枚設置する予定です。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。他法令の許認可見込みですが、農振農用地からの除外について、平成31年3月総会で異存ない旨の意見をいただいております、令和元年5月下旬決定公告予定です。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えないため、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、令和元年5月に予定されている農振除外公告日の翌日付けで許可する予定です。

○議長

議案第48号2番の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第48号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第48号1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第48号2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第48号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第48号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第48号2番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第48号2番は、申請が適法と認め、令和元年5月に予定されている農振農用地の除外公告日の翌日付けで許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う地上権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

20ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所大内総合支所下川大内出張所から東へ約3.7kmに位置しています。農地区分は、周囲を山林等に囲まれ、一体として利用することが困難な小規模農地であることから、他の農地区分に該当しない第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、再生可能エネルギー事業を営んでおります。申請地は砂地であり、給水する手立てもなく現在耕作されておりません。また、日照時間も長い土地であり、貸渡人も高齢で今後耕作する意思もなく後継者もいないことから、休耕地を有効利用するための太陽光発電施設の設置に適地であると判断し、申請しようとするものです。

21ページの配置図をご覧ください。計画では①から⑥の6区画に太陽光パネル1,440枚を設置する予定です。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。他法令の許認可見込みですが、農振農用地からの除外について、平成31年3月総会で異存ない旨の意見をいただいております。令和元年5月下旬決定公告予定です。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えますので秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年5月に予定されている農振除外公告日の翌日付けで許可する予定です。

○議長

議案第49号1番の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

次に、議案第49号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

22ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所西目総合支所から北東へ600mに位置しています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公

益的施設が連坦している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である農地であるため第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、再生可能エネルギー事業を営んでおります。申請地は砂地であり、給水する手立てもなく現在耕作されておられません。また、日照時間も長い土地であり、貸渡人も高齢で今後耕作する意思もなく後継者もないことから、休耕地を有効利用するための太陽光発電施設の設置に適地であると判断し、申請しようとするものです。

23ページの配置図をご覧ください。黒線で囲んでいる①、⑤、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭の区域が今回地上権を設定する部分です。また、②、③、④の区域が議案第50号の3においてご審議いただく所有権移転の区域です。なお、⑧、⑨の区域については地目が山林となっており一体利用する計画です。計画では太陽光パネル14区画に3,360枚設置する予定です。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。他法令の許認可見込みですが、農振農用地からの除外について、平成31年3月総会で異存ない旨の意見をいただいております、令和元年5月下旬決定公告予定です。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えますので秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年5月に予定されている農振除外公告日の翌日付けで許可する予定です。

○議長

議案第49号2番の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第49号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【8番手を挙げる】

○議長

8番・佐藤崇委員。

○8番（佐藤崇委員）

議案第48号は賃借権の設定でしたが、議案第49号は地上権の設定となっています。賃借権と地上権はどこが違うのか教えてください。

○議長

事務局。

○事務局

地上権は地上の工作物等に対する物権であり、賃借権は貸渡人に対する債権です。また、地上権は登記する必要がありますが賃借権は登記の義務はありません。工作物等を譲渡する際には、地上権の場合は土地所有者の承諾が不要であるのに対して、賃借権の場合は土地所有者の承諾が必要であることが主な違いです。

○議長

8 番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 4 9 号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第 4 9 号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第 4 9 号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年 5 月に予定されている農振農用地の除外公告日の翌日付けで許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

日程第 1 5、議案第 5 0 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに 1 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

2 4 ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立石沢小学校から北へ約 7 5 0 m に位置します。農地区分は、概ね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は電線製造業を営んでおり、滝ノ沢に秋田工場を設置していますが、来客や従業員の駐車場の確保に苦慮しており、このたび、秋田工場に隣接している農地を適地として譲受け、駐車場を造成しようとするものです。なお、申請地の一部については昭和 4 5 年 5 月に秋田工場を開業した際に、既に駐車場として利用しています。この件については、今後は農地法の規定を遵守するよう顛末書を提出させるとともに、農振農用地からの除外申請と農地転用申請について正規の手続きを執ったところですが、この件については申請者が農地法を熟知していなかったことが理由であり、悪質とは認められないこと、農地転用許可基準上は申請があれば許可が見込まれ、かつ、顛末書の内容から今後農地法を遵守するとされていることから、当該箇所を含めて申請をしたいものです。

申請地は第 1 種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、地権者との折り合いがつかないことや必要面積が確保できないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。他法令の許認見込みですが、農振農用地からの除外について、平成 3 1 年 3 月総会で異存ない旨の意見をいただいております、令和元年 5 月下旬決定公告予定です。

申請地は、立地基準上は第 1 種農地に区分されると判断され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が 3 0 a を超えませんが、第 1 種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年 5 月に予定されている農振除外公告日の翌日付けで許可する予定です。

○議長

議案第50号1番の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

次に、議案第50号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

26ページをご覧ください。申請地は大内インターチェンジから西へ約120mに位置します。農地区分は、概ね300m以内にインターチェンジが存していることから、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、自動車修理整備業を営んでいますが、現在の駐車スペースでは手狭となり、隣接する申請地を適地として駐車場に造成しようとするものです。資金計画については全額自己資金です。これは預金残高の写しで確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第50号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

27ページの配置図をご覧ください。申請地は大内インターチェンジから西へ約120mに位置し、周りは宅地で囲まれ西側に市道があります。被害防除計画では、隣接している宅地へ配慮した緩衝地を設け、資材崩れを防止することにより隣地を保護します。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により西側と北側にある既存排水路へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第50号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

28ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所西目総合支所から北東へ600mに位置しています。

本案件は農地1筆の所有権移転ですが、先ほどご審議いただいた議案第49号2番の地上権設定案件と一体利用する計画であり、申請事由、農地区分、転用事業の概要等は議案第49号2番と同様であることから、説明を省略させていただきます。

なお、本案件については、申請面積が30aを超えますので秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年5月に予定されている農振除外公告日の翌日付けで許可する予定です。

○議長

議案第50号3番の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第50号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承り

ます。ご質問・ご意見ございませんか。

【17番手を挙げる】

○議長

17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

西目3については所有権移転であり、議案第49号2番は地上権設定でした。この違いは譲渡人の意向によるものでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

佐藤委員ご指摘のとおり、農地所有者の意向により権利が違っているものです。

○議長

17番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第50号1番並びに3番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第50号2番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第50号1番並びに3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第50号1番並びに3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があった場合は、令和元年5月に予定されている農振除外公告日の翌日付けで許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第50号2番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第50号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第16、議案第51号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（岩城）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

30ページをご覧ください。申請地は、平成26年4月1日に開校された由利本荘市立岩城小学校の通学路用地として、市が平成18年から25年にかけて売買により取得した農地であり、現在は市道敷地となっております。このため、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第51号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

去る5月9日午後1時より、私と木村勝三委員、庶務班の佐賀主任の3人で現地調査を行いました。

30ページをご覧ください。事務局説明のとおり、現地は平成18年から25年にかけて岩城小学校の通学路用地として市が売買によって取得した土地であり、現在は市道敷地となっております。今後再び農地として利用される可能性はなく、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第51号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

31ページをご覧ください。申請地は旧岩田光学の工場から南東に約100mに位置します。

申請地は30年ほど前に実施した基盤整備事業の際に実施区域から除外された土地であり、水路もなく道路の法面の一部になっていました。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第51号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番・庄司和夫委員。

○7番（庄司和夫委員）

去る5月7日午前9時より、私と庄司昭一推進委員、庶務班の加川主査の3人で現地調査を行いました。

31ページをご覧ください。申請地は旧岩田光学から南東に約100mに位置します。事務局から説明のあったとおり、申請地は水路もなく道路の法面の一部になっていました。このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第51号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

32ページをご覧ください。申請地は木のおもちゃ美術館から南西2kmほどに位置します。

申請地は30年ほど前の台風災害時に水路が壊れ、その後耕作しておらず、全体的に雑草などが生い茂り原野化しておりました。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第51号3番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、2番・熊谷正博委員。

○2番（熊谷正博委員）

去る5月7日午後4時30分より、私と佐藤順推進委員、庶務班の加川主査の3人で現地調査を行いました。

32ページをご覧ください。申請地は木のおもちゃ美術館から南西に2kmほどに位置します。事務局から説明のあったとおり申請地は水路が壊れ、その時から耕作していないため、全体的に雑草などが生い茂り原野化しておりました。このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第51号4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

33ページをご覧ください。申請地は地質や水はけが悪かったため、25年以上も前から耕作しておらず、雑木が生い茂り山林原野化した状態です。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第51号4番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

去る5月8日午前8時30分より、私と三浦善信推進委員、庶務班の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、申請地は長期にわたり耕作された様子はなく、雑木が生い茂り、山林原野化した状態であることを確認しました。また、申請地周辺に耕地は存在せず、営農への支障もないものと確認してまいりました。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第51号5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（鳥海）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

34ページをご覧ください。申請地は長期間耕作されておらず、現在は雑草や雑木、葎等が繁茂し原野化しております。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第51号5番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番・大場弥吉委員。

○16番（大場弥吉委員）

去る5月8日午前10時より、私と佐藤源樹委員、庶務班の櫻井主任の3人で現地調査を行ってきました。事務局から説明のあったとおり、申請地は長期間にわたり耕作されておらず、

雑木や葎等が繁茂していることを確認してきました。このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第51号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【10番手を挙げる】

○議長

10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

岩城1について伺います。農地法によれば、国や地方自治体が公共事業のために農地を収用する場合は農業委員会の許可は不要だと思うのですが、申請地についても通学用道路として取得し、実際に道路として造成されたものと思います。このようなものに対して、あえて非農地申請するのはどのような理由によるものでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

地方公共団体が行う事業のすべてが収用にあたるわけではありません。また、収用や災害等の場合であれば農地転用の許可は必要ありません。現在の地目が農地であれば現地を確認して非農地にする必要があります。

○議長

10番いかがですか。

【10番手を挙げる】

○議長

10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

この事案は収用ではなかったということでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

今回の案件については、道路改良工事に伴う収用による買い取りでしたが、その後地目変更されないままになっていました。このたびの非農地証明によって地目を変更する予定です。

○議長

10番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第51号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第51号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時41分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐々木 知 榮

議事録署名委員 佐 藤 和 子